いわみるスマホサービス契約約款

石見ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受ける者（以下「利用者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第1章　総則

第 1 条（契約の範囲及び約款適用）

1 当社は、いわみるスマホサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、本約款に基づき本サービスを提供します。

2 当社は本サービスの提供元である株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供する MVNO サービス（株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）、又は KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の通信網を使用して提供する電気通信サービス（附随する各種サービス等を含みます。）をいいます。）を利用して、本サービスを提供します。

第 2 条（約款の変更）

1 本約款は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含みます。以下、同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本約款の一部を構成するものとします。

3 当社は、本約款を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者に通知します。本約款の変更は、利用者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失います。

4 当社から利用者への通知は、当社ホームページへの掲載、利用者が当社に届け出た電子メールアドレスへの送信又はその他当社が適当と認める方法により行います。

第 3 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、12 か月とします。

第 4 条（サービスの種類）

本サービスには、次の種類があります。

種類：内容

＊いわみるスマホサービス：ドコモ又は KDDI が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式若しくは DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する当社所定のサービスであって、次の各区分に従うものをいいます。

形状区分：内容

＊物理 SIM：形状を物理 SIM（加工することにより、SIM カードの大きさを、標準、micro、又は nano のいずれかにすることができるもの）とする SIM カードを当社が貸与するもの。

＊eSIM：サービス提供のために付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域であって契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの。

機能区分：内容

＊データ通信機能：インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。

＊SMS 機能：インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。

＊音声通話機能：インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外において送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。

料金プラン：内容

＊料金プラン及び料金は、別紙 1 に定めるとおりとし、契約者は、形状区分及び機能区分を指定した 1 枚の SIM カードを利用することができます。

第 5 条（サービスの提供区域）

1 当社は、本サービスの契約者が当社の別途定めるサービス提供区域内に居住する者に対して提供します。

2 本サービスの提供区域は、IIJ が定める提供区域に準ずるものとします。

3 前項の提供区域は、IIJ の提供区域の変更に伴い変更される場合があります。

第 6 条（権利の譲渡制限等）

1 契約者は、本サービス契約に基づく契約上の地位又は本サービスの提供を受ける権利を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

2 契約者は、本サービスを再販売又はその他の方法により第三者に利用させることはできません。

第2章　申込及び承諾等

第 7 条（申込）

1 本サービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書に必要事項を記入するものとします。

2 本サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本人確認（携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）その他関係法令に基づき、契約者の氏名、住所、生年月日その他当社が必要と認める事項の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示するものとします。

3 本サービスに申込みをする者は、当社が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 13 条の規定に基づく、契約者又は利用者が青少年（18 歳に満たない者をいいます。以下同じとします。）であるか否かの確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第 8 条（申込の承諾等）

1 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1)本サービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあると当社が判断したとき

(2)申込者が第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき

(3)申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4)申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

(5)前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき

(6)本サービスの申込をする者が、18 歳未満で法定代理人の同意を得ていないとき

(7)本サービスにおいて、申込者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申込を承諾できないと当社が判断したとき

(8)申込者が当社のサービスエリア外に居住しているとき。

(9)申込に際し、申込者が支払手段として指定した口座情報に不備があったとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提示を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提示が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第 9 条（サービス利用の要件等）

1 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号又はメールアカウント（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアカウントに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

(1)契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

(2)本サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

(3)契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、携帯電話事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。）による転入又は転出を行うことができます。

(4)MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

1.転入元事業者の契約者と、本サービス契約の契約者が同一である必要があります。

2.転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

3.電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者に到着するまでの期間）があります。

4.本サービス利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。

(5)契約者は、当社から貸与された SIM カードなどの指定機器を使って本サービスを利用しなければなりません。また、当社が指定した通信先以外へ接続して利用することはできません。

(6)契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

1.当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

2.当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

3.貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(7)契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

1.本サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合

2.異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

3.異なる機能区分の SIM カードへ変更した場合

4.前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

(8)契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(9)貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(10)契約者は貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(11)契約者は、当社に対し、亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(12)亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(13)契約者は、本サービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(14)契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、ドコモ又は KDDI が提供する音声通話サービスと必ずしも同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社が提供する音声通話機能の仕様は、当社が別途定めるものとします。また、契約者は、タイプ区分をタイプ D 又はタイプ K とする SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カード及び音声通話機能専用 SIM カードについて、フィッシング詐欺等への対策としてドコモ又は KDDI が提供する SMS フィルタリング機能（ドコモ又は KDDI が危険と判定した SMS を自動的に受信拒否する機能）が利用開始日に自動的に適用されることにあらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、当該機能の適用後、当社が別途定める方法により当該設定を任意に変更することができます。

(15)本サービスにおいては、第 13 条（利用の制限）及び第 15 条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(16)本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

第3章　事項の変更等

第 10 条（サービス内容の変更）

1 本サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりとします。

(1)異なる形状区分の SIM カードへの変更

(2)異なる機能区分の SIM カードへの変更

(3)異なる料金プランへの変更（変更は暦月単位でのみ行うことができます。）

2 第 7 条（申込）第 2 項及び第 8 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合に準用するものとします。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 11 条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容を通知するものとします。

第 12 条（個人の契約上の地位の引継）

1 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社が定める必要書類を添えて申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第 8 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章　利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 13 条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）に定める児童ポルノを閲覧又は取得を目的とする通信を制限することがあります。

第 14 条（利用の中止）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1)当社又はサービス提供元である IIJ の電気通信設備の保守又は工事を行うため、やむを得ないとき

(2)当社又はサービス提供元である IIJ が設置する電気通信設備に障害その他やむを得ない事由があるとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号に該当する場合は中止日の 14 日前までに、同項第 2 号に該当する場合は事前に、その旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

第 15 条（利用の停止等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の本サービス利用についてその全部又は一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1)この約款に定める契約者の義務に違反したとき

(2)料金その他本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。若しくは本サービス提供に係る支払を支払者が怠ったとき

(3)違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき

(4)当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(5)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき

(6) 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。

(7)音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者による発信を制限し、又は本サービス提供を停止する場合があります。

(8)第 8 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

(9)前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急その他やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当社の要請に応じ、必要な説明を行うものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 16 条（サービスの廃止）

1 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、契約者に対し、廃止日の 3 か月前までに、その旨を通知します。

3 本条の規定は、別紙において別の定めをすることができるものとします。

第5章　契約の解除

第 17 条（当社の解除）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

(1)第 15 条（利用の停止等）第 1 項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 か月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2)第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由により、当社の業務運営又は本サービスの提供に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあると当社が合理的に判断したとき。

2 当社は、第 1 項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、第 1 項第 1 号ただし書きに基づき直ちに解除する場合は、解除後速やかに通知するものとします。

第 18 条（契約者の解除）

1 契約者は、当社に対し、各契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日から、サービスの種類ごとに定める期間を経過した日又は契約者が当該通知において解除の効力発生日として指定した日のいずれか遅い日に、その効力を生じるものとします。

2 料金プラン（別紙 1 ）の本サービスにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出の手続を行った場合は、当該サービス契約の解除の通知をしたものとみなします。

3 第 13 条（利用の制限）又は第 14 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなり、その結果、当該サービスに係る契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約者は、第 1 項の規定にかかわらず、当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した時点で効力を生じるものとします。

4 第 16 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日をもって、当該廃止に係る本サービス契約は解除されたものとみなします。

第 19 条（初期契約解除）

1 契約者は、法令による初期契約解除制度の適用がある場合は、当社が本サービスの加入契約締結後に発行する当社 所定の書面の受領から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により当該加入契約の解除（以下「初期契約解除」とい います。）を行うことができ、その効力は、解除する旨の書面を発送した時に生じます。ただし、法人及びその他の団体（法 人等）の加入契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。

2 当社が初期契約解除に関する事項について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であることの 誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本サービスの加入契約の解除ができなかった場合、初期契約解除を行うこと ができる旨を記載した当社が発行する書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば、当該加入契約を解除することができます。

3 第 1 項により初期契約解除を行った場合、当社が別途定める本サービスの最低利用期間は適用されません。

4 第 1 項により初期契約解除を行った場合、当社は、契約者に対して、損害賠償又は違約金その他金銭等の請求はいたしません。ただし、当社が料金表に規定する額を上限として、契約解除までに提供された月額料金、付加機能利用料金、初期手数料を請求できるものとします。

5 加入契約の初期契約解除の時点で、当社が既に金銭等を受領している場合には、当社は、これを契約者に返還します。ただし、当社は、前項に基づき当社が契約者に対し請求できる額を上限として、当社は、第 4 項に基づき請求できる額を受領済み金銭等から控除した残額を返還します。

6 契約者が当社から新規取得した電話番号は、第 1 項により初期契約解除を行った場合、MNP による転出の申込みはできません。

第6章　料金、支払い等

第 20 条（契約者の支払義務）

1 契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 28 条（消費税）までの規定により算出した初期費用および月額料金を支払うものとします。また、契約者が負担すべきその他の料金については、別紙 1 の定めによるものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用申込を承諾した時点で発生するものとします。

3 月額料金の支払義務は、当社が定めるサービス開始日に発生し,本サービス提供終了日の属する月の末日まで継続するものとします。

4 利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとし、利用開始日が月の途中である場合であっても、当該月の利用料等は日割り計算を行わず、1 か月分を請求するものとします。また、本契約が月の途中で開始又は終了した場合であっても、利用料等の日割り計算は行わないものとします。

なお、利用開始日とは、当社が契約者に対して本サービスの提供を開始した日をいいます。

5 第 15 条（利用の停止等）の規定により本サービスの提供が停止又は制限された場合であっても、当該停止又は制限期間については、本サービスが提供されたものとみなし、月額料金を算定するものとします。

第 21 条（初期費用の額）

本サービスの初期費用の額は、別紙 1 に定めるとおりとします。

第 22 条（月額料金の額）

月額料金の額は、本サービスの種類および当社への加入形態毎に定めるものと し、その額は別紙 1 に定めるとおりとします。

第 23 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 24 条（料金等の支払方法）

1 契約者は、本サービスに係る利用料その他の料金を、別紙 1 に定める金額に従い、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

2 本サービスのみを契約する契約者の支払方法は、クレジットカード払いに限るものとします。ただし、法人契約の場合はこの限りではありません。

3 契約者が最低利用期間内に本契約を解約し、又は本サービスの利用を終了した場合、契約者は解約として、契約中の料金プランの月額利用料 1 か月分に相当する額を支払うものとします。

第 25 条（利用不能の場合における料金の減額）

1 当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用できない状態（これと同等の状態を含みます。以下「利用不能状態」といいます。）が生じ、当社が当該 状態の発生を確認時から連続して 24 時間以上継続した場合、当社は、契約者の請求に基づき、利用不能状態が継続した時間を 24 で除して得た日数（1 日未満の端数は切り捨てるものとします。）に、月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、当該月の月額料金から減額するものとします。

2 前項の請求は、契約者が当該請求を行うことができる日から 3 か月以内に行うものとし、当該期間内に請求が行われなかった場合、契約者は減額請求権を失うものとします。

3 本サービスが全く利用できない状態の原因が貸与機器によるものである場合には、前各項の規定は適用せず、料金の減額又は返金は行わないものとします。

第 26 条（割増金）

契約者が詐欺その他不正の行為により本サービスの料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、契約者は当社に対し、その免れた金額の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第 27 条（遅延損害金および延滞手数料）

1 契約者は、料金その他の債務（本条に定める遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じて年 14.6%の割合により計算した額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 契約者は、利用料その他の料金の支払いを遅滞した場合、前項の遅延損害金とは別に、債権管理および督促に係る事務手数料として、別紙 1、5 項（各種手数料）に定める延滞手数料を負担するものとします。（延滞手数料は、督促 1 回につき別紙 1 に定める額を請求できるものとします。）

第 28 条（割増金等の支払方法）

第 24 条（料金等の支払方法）の規定は、第 26 条（割増金）及び前条（遅延損害金および延滞手数料）に定める割増金および遅延損害金の支払いについて準用します。

第 29 条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他関係法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が課されるときは、契約者は、当社に対し、当該債務の額に加えて、これらの税額に相当する額を支払うものとします。

第7章　その他

第 30 条（個人情報の取得・利用）

1 当社は、本サービス利用契約の申込み受付、本人確認、契約締結、サービス提供、利用料金の請求および回収、契約管理、サポート対応その他本契約の履行および本サービスの運営に必要な業務を行うため、契約者の個人情報を適法かつ公正な手段により取得し、利用します。

2 当社が取得する個人情報には、次の各号に掲げる情報が含まれます。

(1)氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先情報

(2)運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類に記載された情報

(3)契約内容、契約日、利用プラン、オプションサービスその他契約に関する情報

(4)支払口座情報、クレジットカード情報その他料金決済に関する情報

(5)利用料金の支払状況、サービス利用履歴、通信履歴（通信の内容を除きます。）、端末情報その他本契約の履行状況に関する情報
(6)お問い合わせ内容、サポート対応履歴その他顧客対応に関する情報
(7)前各号のほか、本契約の締結、履行、管理又は法令上の義務の履行に必要な情報
なお、要配慮個人情報を取得する場合には、法令に基づく場合その他法令で認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとします。

第 31 条（個人情報の利用目的）

当社は、取得した個人情報を次の目的の範囲内で利用します。
(1)本契約の申込み受付および本人確認および契約締結のため
(2)サービス提供、運営、保守ならびに契約管理および利用者管理のため
(3)利用料金その他の料金の請求、収納、返金および債権管理のため
(4)契約内容の変更、更新、停止および解約手続のため
(5)サービス品質の維持および向上のため
(6)不正利用の防止、セキュリティ対策および不正アクセス対策のため
(7)お問い合わせ、苦情、相談等への対応のため
(8)新サービス、キャンペーンその他当社サービスに関する情報提供のため（契約者が希望しない場合を除きます。）
(9)法令等に基づく対応のため
(10)その他、本サービスの運営および本契約の履行に必要な業務のため

第 32 条（第三者提供）

当社は、次の各号に掲げる場合を除き、契約者の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しません。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
(3)国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
(4)利用料金の回収、債権譲渡その他これらに関連する業務の遂行に必要な範囲で提供する場合
(5)サービス運営、システム保守、決済処理、顧客サポート等の業務を委託する場合において、委託先へ必要な範囲で提供する場合
(6)合併、会社分割、事業譲渡その他の事業承継に伴い提供する場合

第 33 条（個人情報の委託）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとします。

第 34 条（個人情報の開示等）

契約者は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令の定めに従い、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止を請求することができます。

第 35 条（個人情報保護方針）

本条項に定めるほか、個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従うものとします。

第8章　雑則

第 36 条（保証及び責任の限定）

1 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りでありません。
ただし、当社の責任は、当該損害が発生した月を含む直近 12 か月間に契約者が当社に支払った利用料金の総額を上限とします。
2 契約者が法令、本約款又は第三者の権利を侵害したことにより第三者に損害を与え、当社が当該第三者に対して損害賠償その他の費用を支払った場合、当社は当該契約者に対し、その支払額及び合理的な費用を求償することができます。
3 本サービスは、ドコモ又は KDDI が提供する移動無線通信網を利用して提供されるため、通信の輻輳、設備障害、電波状況その他当社の合理的な支配が及ばない事由により、通信の遅延、中断又は切断が発生することがあります。当社は、これらの事由に起因して契約者又は第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。また、当社は通信の可用性、通信速度及び遅延時間等について保証するものではありません。

第 37 条（サイバー攻撃への対処）

当社は、本サービスの安全性及び安定的な提供を確保するため、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処として、法令で認められる範囲内において、次の各号に定める措置の全部又は一部を実施することができるものとします。
(1)国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）から、国立研究開発法人情報通信研究機構法その他関連法令に基づき、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に関する通知を受けた場合において、当該攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要な範囲内で、当該通信に係る IP アドレス、タイムスタンプその他必要な情報を用いて契約者を特定し、注意喚起その他適切な措置を講じること。
(2)契約者をサイバー攻撃その他の不正な通信から保護する目的で、C&C サーバその他マルウェアの制御に利用されるサーバとの通信を検知又は遮断するため、DNS クエリログその他必要最小限の通信記録を自動的に解析すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、当該検知又は遮断機能を停止すること。

第 38 条（当社の装置維持基準）

本サービスを提供するための装置は、サービス提供元である IIJ が事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持管理します。

第 39 条（反社会的勢力の排除）

1 契約者は、契約申込時および本契約の有効期間中、自己ならびに自己の役員、実質的に経営を支配する者又は経営に関与する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
(1)暴力団
(2)暴力団員
(3)暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
(4)暴力団準構成員
(5)暴力団関係企業
(6)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
(7)全各号に準ずる者その他の反社会的勢力
2 契約者は、自ら又は第三者を利用して、現在および将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
(1)反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(2)自己又は第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
(3)反社会的勢力に対し、資金の提供、便宜の供与その他これらに類する関与を行っていると認められる関係を有すること。
(4)役員又は実質的に経営に関与する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3 契約者は、自己又は第三者を利用して、当社に対し次の各号の行為を行ってはならないものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的責任を超えた不当な要求行為
(3)脅迫的言動又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
4 当社は、契約者が前 3 項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
5 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
(1)第 1 項又は第 2 項の表明保証に違反した場合
(2)第 3 項に定める行為を行った場合
(3)自ら又は第三者を利用して反社会的勢力との関係を有することが判明した場合
6 損害賠償等
(1)当社は、本条に基づく利用停止又は契約解除により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
(2)契約者が本条の規定に違反したことにより当社に損害が生じた場合、契約者は当社に対し、その一切の損害を賠償するものとします。
7 契約者は、当社が反社会的勢力該当性の確認のため, 官公庁その他関係機関に照会を行うことについて同意するものとします。

第 40 条（協議事項）

この約款に定めのない事項又はこの約款の解釈について疑義が生じた場合は、当社及び契約者は、信義誠実の原則に従い、協議の上これを解決するものとします。

第 41 条（合意管轄裁判所）

この約款又は本サービスに関連して当社と契約者との間で生じた一切の紛争については、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）本契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日より施行します。